

平成 20 年 1 月 25 日
 安全管理局人事課
 T E L 3 3 4 - 6 5 5 1
 行政運営調整局人事組織課
 T E L 6 7 1 - 2 0 5 5
 行政運営調整局コンプライアンス推進課
 T E L 6 7 1 - 4 3 0 1

「横浜を発展させる集い」への消防職員の関与にかかる処分等について

平成 16 年及び平成 17 年に開催された「横浜を発展させる集い」に関する消防職員の関わり等については、安全管理局内に設置した調査委員会が昨年 12 月 25 日に報告書としてとりまとめ、事実関係を明らかにいたしました。

この報告を受けて、任命権者ごとに分限懲戒審査委員会（安全管理局では分限懲戒諮問委員会）において慎重な審議を行い、本日、関係者の処分を以下のとおり実施しました。

また、市長から、自らの給料について減額の申し出があったため、関係条例を平成 20 年第 1 回市会定例会に上程します。

今回の事件の反省に立ち、市をあげて再発防止に取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

■ 市 長： 給料月額の減額 5/10 3か月 （3月分給料から減額予定）

■ 安全管理局職員

| 処分（措置）内容 | 補職名（　）は当時の補職 | 処分の考え方 |
|----------|----------------------------|---|
| 戒 告 | 鶴見消防署長 (元総務課長) | 消防団長会事務局の主管課長として、消防団長等が「集い」に参加する為の事務に自ら関わるとともに部下職員に関わらせた。 |
| | 担当理事 消防訓練センター所長 (元総務部長) | 当該事務に部下職員が関わっていたことを知りつつ容認していた。 |
| 消防長厳重注意 | 職員が関わりを持った消防署の当時の署長 10 人 | 所属の職員が、チケットの購入費の取次ぎ等の関わりを持ったことに対する、所属長としての監督責任。 |
| 市長文書訓戒 | 安全管理局長 | 平成 18 年 9 月に、本事案について一部の事実を把握したものの、詳細な調査など適切な対応を取らなかった。 |
| | 担当部長 危機管理室長 (前総務課長) | |

※ 他に前消防局長、前総務部長、前総務課消防団係長、前消防署長（8 人）が対象となるところですが、いずれも退職していることから、文書により伝達し自らの行為について反省を促します。

■ 消防団長

消防団長については、職員に対して「横浜を発展させる集い」に関する事務を依頼したことが確認されていますが、その中心となつた横浜市消防団長会会長が、今回の事案の責任を取り、会長職を辞任する意向を示されたことから、このことを重く受け止め、消防団長についての処分は行わないこととしました。

(なお、本日の臨時消防団長会議の場において、会長及び副会長が会長・副会長職の辞意を表明し、承認されたとの報告を受けました。)

【再発防止について】

(1) 調査報告書に盛り込まれた対策の実施

- ① コンプライアンス意識の向上と意見に真摯に耳を傾ける組織風土の醸成
→消防職員及び消防団員に対し、政治的中立性遵守について研修を実施
- ② 安全管理局と消防団の役割分担の明確化
→消防団会計の口座管理方法の見直し（実施済）
- ③ 消防団員の活動に対する報酬のあるべき姿への転換
→消防団に必要な活動経費と団員個人に支給する報酬とを明確に分離

(2) 全職員あてに市長名で、「市政に対する信頼の回復に向けて」を通知（別紙）

○ 消防長厳重注意対象者

| 措置内容 | 補職名 | 当時の補職 | |
|---------|----------|----------|----------|
| | | 16年4月 | 17年4月 |
| 消防長厳重注意 | 副局長 | 保土ヶ谷消防署長 | 予防部長 |
| | 警防部長 | 緑消防署長 | 警防部長 |
| | 神奈川消防署長 | 港南消防署長 | 神奈川消防署長 |
| | 西消防署長 | 神奈川消防署長 | 西消防署長 |
| | 港南消防署長 | 青葉消防署長 | 港南消防署長 |
| | 保土ヶ谷消防署長 | 旭消防署長 | 保土ヶ谷消防署長 |
| | 旭消防署長 | 港北消防署副署長 | 旭消防署長 |
| | 磯子消防署長 | 金沢消防署長 | 金沢消防署長 |
| | 金沢消防署長 | 栄消防署長 | 栄消防署長 |
| | 港北消防署長 | 戸塚消防署長 | 戸塚消防署長 |

※ 太枠は関与のあった時点での役職

平成20年1月25日

職員のみなさんへ

横浜市長 中田 宏

市政に対する信頼の回復に向けて

昨年12月に、私を支援する団体が平成16年度及び平成17年度に開催した政治資金パーティーについて、安全管理局職員及び消防団員の関与が指摘されました。

このことについて、安全管理局内に調査委員会を設置し、12月25日には、調査報告を公表し、事実関係を明らかにしました。そして、本日、関係者に対する処分を行ったところです。

本件は、私を支援するために開催された政治資金パーティーに関するものであり、私のためにという思いで行なわれた行為の中で起こったことであることを考えると、政治家としての責任を痛切に感じています。

このため、市長に関する懲戒処分等の法的な規定はありませんが、私自身の判断で、毎月の給料の10分の5を3か月間減額することにより自らを処することとしました。今後、市会に議案を上程し、このことについて審議していただくこととなります。

職員については、平成16年度、平成17年度当時の管理監督者である安全管理局の総務部長・総務課長・消防署長について、また、平成18年度に職員の関与を把握していた安全管理局長と当時の総務課長について、安全管理局長と私から処分を行いました。

今回の事案を踏まえ、公務員が、政治的中立性を守るという基本的な事項の重要性を重く受け止めなければなりません。

また、外部からの指摘により明らかとなったということについても、改めて反省しなければなりません。

特に、今後の具体的な行動として、私に関する政治資金パーティーについては、職員の皆さんに、「買わない」「参加しない」「関与しない」ということを今一度、徹底をお願いします。

また、選挙や政治資金パーティーに関して職員として守らなければならない事項については、各職場において繰り返し確認し、職員一人ひとりが正確に理解し、しっかりと身につけるよう取り組んでください。

私たちは、一昨年の政治資金規正法違反事件などの反省に立ち、コンプライアンスを組織運営の基本に据え、誠実で信頼される行政運営の確立に向けて、各区局、各職場において、着実に取組みを進めてきました。

私は、横浜の市政を預かる最高責任者として、みなさんの先頭に立ち、自らを厳しく律し行動してまいります。私たち一人ひとりが、引き続きなすべきことを着実に実施していくことが、必ず市民に信頼される行政運営に結びついていくこととなります。

横浜市の市政運営に対する信頼の回復に向けて、皆さんと共に取り組んでまいりたいと考えています。皆さんの着実な取組みの継続をお願いします。